

第 255 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 8 月 10 日

南 部 町 農 業 委 員 会

第 255 回 南 部 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1. 開会年月日 令和 8 年 8 月 10 日 (月) 午後 2 時 07 分

2. 閉会年月日 令和 8 年 8 月 10 日 (月) 午後 2 時 18 分

3. 開 催 場 所 南部町いちょうホール

4. 出席委員 (13 人)	会長	4 番	中村 文男	
	会長職務代理	2 番	川守田 雄一	
	委員	1 番	石塚 正義	5 番 工藤 静夫
		6 番	夏堀 健一	9 番 佐々木 一雄
		10 番	赤石 敏文	11 番 夏坂 元一朗
		12 番	山田 憲幸	13 番 佐々木 徳志
		14 番	黒坂 昭彦	15 番 梅内 道子
		16 番	工藤 信仁	
5. 欠席委員 (3 人)		3 番	三浦 恵美子	7 番 川門前 俊文
		8 番	石橋 薫	

6. 会 議 書 記

事務局長	高 森 正 博
事務局次長	工 藤 真 幸
主幹	佐 藤 弓 孔

7. 会 議 日 程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報 告 第 3 号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第 5 議案第 1 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 1 7 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (一括契約)

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 2 番 川守田 雄一 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから 第 255 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、3 番 三浦 恵美子 委員・7 番 川門前 俊文 委員、8 番 石橋 薫 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 13 名で、委員定数に達しておりますので、第 255 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 07 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 6 番 夏堀 健一 委員 9 番 佐々木 一雄 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定します。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 3 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹 報告第 3 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件です。

佐藤主幹	農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所、農地中間管理機構及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和 5 年 10 月 11 日から令和 11 年 10 月 10 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 8 年 7 月 22 日、土地の引渡しの時期は令和 8 年 7 月 23 日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第 5 議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹 議案第 15 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 3 件で、所有権の移転と賃貸借に関するものです。
議 長	調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
高橋 調査員	農地調査の結果について、説明を求めます。 高橋 鉄雄 調査員 3 番 高橋から説明いたします。 去る 8 月 3 日、川守田農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 15 号と議案第 16 号について調査を行いましたので説明します。 農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番と番号 2 番の申請理由は、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 番号 3 番の申請理由は、農地所有適格法人になるため、自己所有地を法人へ貸し付けるものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 15 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。 次に、日程第 6 議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 議案の説明を求めます。

議 長 佐藤主幹	佐藤主幹 議案第 16 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で所有権の移転と賃貸借に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長 高橋 調査員	農地調査の結果について、説明を求めます。 高橋 鉄雄 調査員 議案第 16 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、住宅を新築し、同居住まいを解消するため、転用するものです。 番号 2 番の申請理由は、事業規模の拡大に伴い、これまでの事業用地では手狭になったため、借り受けるものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
議 長 佐藤主幹	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 佐藤主幹 議案第 16 号について、補足説明いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・大向地区で三戸駅から北西に約 800m の距離に位置し、北側と東側及び南側は宅地、西側は畑となっています。 農地区分については、「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。 第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。 番号 2 番の申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で南部町役場から北西に約 1.8km に位置し、北側と西側は山林、南側は町道、東側は田となっています。 農地区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と認められることから、その他の 2 種農地と判断されます。 2 種農地の転用は周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上で、補足説明を終わります。
議 長	議案第 16 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定します。 次に、日程第 7 議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画案に関わる意見についての一括契約」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 17 号について、説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、1 件です。 農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,358 円です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 17 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 17 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」は原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。 第 255 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 18 分) 終礼を行います。 ・起立・礼・直れ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 8 月 10 日

南部町農業委員会会長_____

南部町農業委員会委員_____

南部町農業委員会委員_____